

○富岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

平成21年6月19日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定により長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者等のためにする事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額等)

第2条 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請1件につき、別表第1に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額を、当該申請に係る建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の数（以下「同時申請住宅数」という。）で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

2 申請者は、当該申請に係る建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合においては、前項の手数料のほか、申請1件につき、別表第2に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額に4,200円を加えて得た額の手数料を納付しなければならない。

3 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号口に掲げる構造計算により設計されたものの場合においては、前2項の手数料のほか、申請1件につき、4万2,000円を同時申請住宅数で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

4 申請者は、当該申請に係る建築物が1戸建ての住宅の場合においては、第1項の手数料のほか、申請1件につき、別表第3に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

5 申請者が、当該申請に係る住宅の構造及び設備が法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものを添えて当該申請をする場合にあっては、前3項の規定は、適用しない。

6 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料の

ほか、申請1件につき、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、富岡市建築基準法関係手数料条例（平成19年富岡市条例第30号）の規定により納付することとなる手数料に相当する額を同時申請住宅数で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

7 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は、申請1件につき、1万2,000円の手数料を納付しなければならない。

8 第1項から第3項まで及び第6項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（手数料の徴収時期）

第3条 手数料は、申請の時に徴収する。

（手数料の還付）

第4条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

（手数料の減免）

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

建築物全体の住宅の数	金額
1戸のもの	18,000円
2戸以上、5戸以内のもの	33,000円
6戸以上、10戸以内のもの	52,000円
11戸以上のもの	92,000円

別表第2（第2条関係）

建築物全体の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）	金額
200平方メートル以内のもの	105,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	126,000円
-----------------------------	----------

別表第3（第2条関係）

床面積	金額
200平方メートル以内のもの	53,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	63,000円